災害拠点精神科病院の指定について

徳島県保健福祉部健康づくり課

徳島県立中央病院に対する災害拠点精神科病院の指定について

今回、徳島県立中央病院(以下、「県立中央病院」という。)から災害拠点精神 科病院の指定の申請があったため、諮問するものである。

1. 本県における災害拠点精神科病院の指定に係る状況等について

東日本大震災、熊本地震では、災害拠点病院へ精神科病院の患者の搬送が行われたが、精神科病院からの患者の受入れにおける転院調整や搬送先での患者の精神症状の安定化等に課題が生じた。このことを受け、国において災害時の精神医療提供について議論が重ねられてきたところである。

令和元年6月に、国から示された「災害拠点精神科病院の整備方針」(令和元年6月20日付け医政発0620第8号厚生労働省医政局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知)により、都道府県において、原則1カ所の病院を指定することが求められている。

本県においても、県立中央病院を災害拠点精神科病院として指定し、災害拠点精神科病院を中心に関係機関との連携を推進し、災害時における精神科医療提供体制の構築を図る。なお、本県では今回が県内初の指定となる。

(なお、同通知において、災害拠点精神科病院の指定に当たっては、都道府県 医療審議会等の承認を得ることとされている。)

○県内の精神科病院の状況



2. 県立中央病院について

県立中央病院は、精神科救急における身体合併症対応施設であり、平時から 地域の精神科病院との協力体制が構築されているため、災害時においても、 地域と連携した適切な対応が可能である。

また、同病院は基幹災害拠点病院でもあるため、必要とされる施設及び設備が既に整備されている。さらに、DPAT先遣隊とDMATの緊密な連携や、ヘリコプターを活用した精神患者の迅速な搬送も可能である。

住 所 徳島県徳島市蔵本町1丁目10-3 病床数 460 床(うち、精神病床60 床)

指定要件	病院の状況の詳細・課題
(1) 運営体制	
① 24 時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の精神科医療の必要な患者の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。	精神科救急患者を24時間受入及び搬出可能である。
② 災害発生時に、被災地からの精神科医療の必要な患者の受入れ拠点にもなること。なお、「広域災害・救急医療情報システム(EMIS)」が機能していない場合には、被災地からとりあえずの精神科医療の必要な患者の搬送先として患者を受け入れること。また、例えば、被災地の災害拠点精神科病院と被災地外の災害拠点精神科病院とのヘリコプターによる患者、医療物資等のピストン輸送等を災害派遣医療チーム(DMAT)と協力して実施できる機能を有していること。	災害発生時には、院内・院外にトリアージエリア等の新設エリアを設置予定である。 災害時は院内にDMAT活動本部が設置され、屋上にヘリポートが整備されているため、DMATと協力して患者、医療物資等の輸送等が可能である。
③ 災害派遣精神科医療チーム (DPAT) (先遣隊であることが望ましい。)を保有し、その派遣体制があること。また、災害発生時に他の精神科医療機関のDPATその他の医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること。 ④ 精神保健福祉法第 19 条の 8 の規定に基づく指定病院又はその基準を満たす精神科病院であること。	DPAT先遣隊を 1 チーム有している。 3 階講堂付近を待機場所とし、対応はDPAT先遣隊メンバーが行う。 1 9条の8に基づく指定病院である。
⑤ 被災後に早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画が整備されていること。	BCPを整備済みである。
⑥ 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。	毎年災害対策訓練を実施している。
⑦ 地域の精神科医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練や災害精神科医療に関する研修を実施すること。また、災害時に地域の精神科医療機関への支援を行うための体制を整えていること。	訓練及び研修を実施する。 DPAT先遣隊を有している。
(2) 施設及び設備	
①医療関係	
ア. 施設	
(ア) 病棟(病室、保護室等)、診療棟(診察室、検査室、レントゲン室等)等精神科診療に必要な部門を設けるとともに、災害時における患者の多数発生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有することが望ましい。	精神科診療は6階作業療法室で行う。 災害時の対応スペース及び簡易ベッド等の備蓄スペース有り。
(イ)診療機能を有する施設は耐震構造を有すること。なお、 発災時における機能確保をより確実なものとするため、免震 構造であることが望ましい。また、病院機能を維持するため	診療機能を有する施設は免震 構造である。病院機能を維持 するために必要なエネルギー

センターは耐震構造である。 に必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい。 (ウ) 災害時も主な診療施設や病棟等を機能させるのに必要 通常時(最大消費電力)の6 な電力を確保するため、自家発電機等を保有し、3日分程度 割程度の発電量を確保できる の燃料を確保しておくこと。また、平時より病院の基本的な 自家発電機をエネルギーセン 機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等か ター2階に保有しており、燃 ら必要な電源の確保が行われていることや、非常時に使用可 料は3日分確保している。災 能なことを検証しておくこと。なお、自家発電機等の設置場 害時自家発電機から電力供給 所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討す されるコンセントを区別して おり、毎年非常時に使用可能 ることが望ましい。 なことを検証している。 業務継続計画に記載あり。 (エ) 適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井 受水槽あり。 戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の 揚水ポンプの電源を自家発電 診療に必要な水を確保すること。 機からの供給にすることによ り、停電時にも受水槽に水の 確保が可能。 業務継続計画に記載あり。 イ. 設備 (ア) 衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用で 衛星携帯電話を4台保有し、 きる環境を整備すること。また、複数の通信手段を保有して うち1台は屋上にアンテナを いることが望ましい。 設置し、衛星回線が利用でき る環境を整備している。 防災無線を保有している。 EMISに関する定期的な研 (イ) 広域災害・救急医療情報システム (EMIS) に参加 し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。すなわ 修や訓練を実施している。 ち、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力 入力は先遣隊メンバーが複数 内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと。 名で担当する。 応急用医療資器材、応急用医 (ウ)被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式 の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料 薬品、発電機、飲料水、生活 水、食料、生活用品等を有すること。 用品等を保有している。 (エ) トリアージ・タッグを有すること。 保有している。 (院内用約500枚、院外用 約500枚) ウ. その他 食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供 食料及び飲料水備蓄3日分 給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておく (患者及び職員用)及び こと。その際、災害時に多数の患者が来院することや職員が 医薬品備蓄3日分を保有して 帰宅困難となることを想定しておくことが望ましい。 いる。 また、食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関 係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給 される体制を整えておくこと(ただし、医薬品等については、 都道府県・関係団体間の協定等において、災害拠点精神科病 院への対応が含まれている場合は除く。)。

②搬送関係

ア. 施設

患者搬送については、DMATの協力を得つつ実施されるが、敷地内のヘリコプターの離着陸場及び患者搬送用の緊急車輌については保有していることが望ましい。また、円滑な搬送を実現させるため、近隣の活用可能なヘリコプターの離着陸場の状況については情報を把握しておくことが望ましい。

また、被災した精神科病院に入院する精神疾患を有する患者等の広域搬送等のため、一時的に多くの患者を受け入れる場合を想定し、病院敷地内もしくは病院近接地に、患者の一時的避難所を運営するための施設を前もって確保しておくこと。

病院屋上及び敷地内駐車場に ヘリコプターの離着陸場を整 備している。

患者搬送用の緊急車両を保有 している。

院内に患者の一時的避難スペースを確保している。

イ. 設備

DPAT先遣隊等の派遣に必要な緊急車輌を有することが望ましい。その車輌には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。また、広域搬送が必要な精神疾患を有する患者のための一時的避難所を運営するに当たり、受け入れ想定患者数に見合った水、食料、医薬品等の備蓄も行うこと。

DPAT先遣隊派遣時に迅速 に必要物品が搭載できるレン タカーを使えるよう調整して いる。

3. 指定要件の確認結果について

県立中央病院から提出された資料を事務局において確認したところ、災害拠点 精神科病院の指定要件を満たしていると認められる。

医療審議会で承認を頂いた場合には、事務局において指定要件との合致状況の 現地確認を行った上で、指定を行うものとする。